

現地スタツフレポート

中国の戸籍制度 ～都市戸籍と農村戸籍～

中国にも戸籍制度がありますが、日本と大きく異なる点は戸籍に種類があることです。大別すると「非農業家庭戸(都市戸籍)」と「農業家庭戸(農村戸籍)」に区分されます。一般に、都市戸籍から農村戸籍への変更は比較的ですが、その逆は厳しく制限されています。この制度は1958年に、都市部への人口集中を防ぎ、都市部住民の就職を確保するために制定されたものですが、農村からの出稼ぎが一般化している現在、都市戸籍保有者と出稼ぎ農民(農村戸籍保有者)との間に様々な待遇の格差を産む大きな原因となっています。

一般に、都市戸籍の保有者には、国営企業の福祉制度の流れを引き継いだ、養老・医療・失業・教育・工傷(労災)などの保険や住宅積立制度が整備されています。一方、農村戸籍保有者には、農地の割当があるものの、社会保障制度は不十分で、子供の義務教育をはじめとする公共サービスが受けられなかったり、職を失った場合でも失業保険の対象にならなかったりします。事実、企業が農村戸籍保有者を雇用する際の保険は工傷保険と医療保険のみでよく、また大連市の企業定年退職者向け暖房費支給制度の支給対象は都市戸籍保有者に限られるなど、両戸籍間の待遇には大きな隔たりがあります。

こうした待遇格差は所得格差に繋がるものであり、都市部における貧困層形成の原因といわれ、今では農村戸籍者と都市戸籍者との収入格差は半ば公然のものとなっています。また、交通事故の賠償金などは戸籍地の平均収入を基準に算出されるため、実際の年収や社会的地位を考慮せず、戸籍の種類によって賠償金額が決まってしまう。

しかしながら、農村戸籍保有者が都市戸籍に切り替えたいと思っても、その機会は、原則、大学卒業後に都市部の一定の条件を備えた企業に就職した場合に限られています。結婚しても変わることはないため、この格差から抜け出すのは容易ではありません。子供は母親の戸籍を受け継ぐため、都市戸籍保有者は子供のために農村戸籍保有者との結婚を避ける傾向があります。こうした事情を考慮し、大連市では優秀な人材の確保のため、一定条件をクリアした人材や経済発展に貢献した投資者、一定金額以上の住宅・商用施設を購入した外来者(大連市内4区住居の場合、80万元、約13百万円以上)等に都市戸籍の取得を許可しています。

こうした戸籍による区別は、出稼ぎ労働者への待遇格差だけでなく労働資源の有効配分にも影響が出るため、最近、中国公安部で戸籍の垣根の撤廃(都市戸籍と農村戸籍の一本化)が検討され始めました。早期の改善が望まれます。

こうした戸籍による区別は、出稼ぎ労働者への待遇格差だけでなく労働資源の有効配分にも影響が出るため、最近、中国公安部で戸籍の垣根の撤廃(都市戸籍と農村戸籍の一本化)が検討され始めました。早期の改善が望まれます。



中国では手帳タイプになっており、パスポートサイズより少し大きめ。



1ページ目の左上に戸籍種類(写真は非農業家庭戸)が記載される

大連駐在員事務所 杜蘭珍 記